平成２３年（フ）第１３１号
盛岡市向中野１丁目14番20号　マイフレンド101号
債務者　清川　祐子
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１６１号
盛岡市青山１丁目10番４―202号
債務者　若狭　礼子
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１６４号
岩手県盛岡市月が丘３丁目２番５号
債務者　田中　　武
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第４０号
福島県須賀川市和田道162番地　市営53号
債務者　久木田真由香
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第５０号
福島県郡山市堤３丁目67番地　マルトハイツ201号、住民票上の住所福島県郡山市逢瀬町多田野字鹿ノ原１番地の52
債務者　大槻　りえ
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第６５号
福島県郡山市安積町日出山２丁目３番地　エトワール郡山第２―513号
債務者　熊田　尚隆
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第６６号
福島県郡山市開成４丁目７番４号　マリオン開成山公園503号
債務者　古川　江香
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第２１号
長野県上田市中之条1300番地39
債務者　梶原　携相
1　決定年月日時　平成23年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第２２号
長野県千曲市大字寂蒔1111番地１
債務者　和田　　昇
1　決定年月日時　平成23年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第２６号
長野県千曲市大字戸倉679番地２
債務者　青木　保子
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第３３号
長野県上田市中之条1129番地231
債務者　玉井　誠一
1　決定年月日時　平成23年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第５０号
兵庫県明石市朝霧町２丁目４番17号
債務者　二瓶　慶子（旧姓北原）
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第５９号
兵庫県明石市西新町１丁目20番19号
債務者　北川　徳幸
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第８５号
兵庫県明石市松の内１丁目９番地の15　ライオンズマンション西明石第５―401号、旧住所兵庫県明石市野々上３丁目16番地の３　清水ビル501号
債務者　千羽　晶子
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第４１４号
広島県福山市南蔵王町５丁目13番21号　グランヴィル小畑Ａ202、旧住所兵庫県宍粟市山崎町神谷108番地６
債務者　角江　秀人
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第５３号
広島県福山市神村町54番地24、旧住所広島県福山市赤坂町大字赤坂1467番地の５
債務者　難波　則雄
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第５６号
広島県福山市駅家町大字法成寺95番地５　バゥムヴィレッジＡ401、旧住所広島県福山市駅家町大字上山守450番地20
債務者　畑本　泰宏
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係